	第２６回中城村農業委員会会議（総会）議事録 １．招集年月日　　令和７年１０月２４日（金） ２．招集の場所　　中城村役場　会議室２－３ ３．開 催 日 時　　令和７年１０月２４日　　１４時００分から１７時００分 ４．出 席 委 員 　　１番　比嘉　盛安（会長） 　　２番　花城　康樹（会長職務代理者） 　　３番　川田　哲也　　４番　比嘉　康雄 　　５番　小橋川　達則　　６番　屋良　照枝 ５．欠 席 委 員 　な　　し ６．議 事 日 程 　第１　会期について 　第２　議事録署名人及び書記の指名について 　第３　案　件 　　議案第８５号　農地法第３条の規定による許可申請について 　　議案第８６号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について 　　議案第８７号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 　　議案第８８号　農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について 　　議案第８９号　非農地証明交付申請の承認について 　　報告第１８号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について ７．出 席 職 員 　事務局長　仲村　武宏 　農政係長　山下　大作 ８．会議の概要
議長（会長）	ただいまより第26回農業委員会総会を開会します。 会期については、本日１日でよろしいですか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	本日１日です。 議事録署名人の指名ですが、３番川田さんと４番比嘉康雄さん、議事録署名人でお願いします。 書記の指名は山下係長でお願いします。 これから主要業務報告を簡単にいたします。 10月７日　農業会議の常設審議会、２時から４時まで南風原町土地改良会館 10月10日　ハンマーモアー寄贈式 10月20日　第26回農業委員会総会事前打合せ。 10月24日　第26回農業委員会総会 はい、以上が主要業務報告です。 それでは案件の説明を、事務局よりお願いをいたします。

事務局	お疲れさまです。それでは早速ですが、お配りした資料に沿って説明いたします。 （議案第85号を議案書をもとに朗読） 議案第85号について補足説明をいたします。 １番は、借受人が新規に農業参入を図る為に、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数４台、農作業従事日数160日、営農計画（作目：野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計1,000㎡です。また、今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 次に２番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数２台、農作業従事日数310日、営農計画（作目：野菜）であり、取得する面積等から見て効率的な利用が可能で、また農地取得後の農業経営面積は合計2,860㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 次に３番、譲受人が新規に農業参入を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数は３台ですが、農作業従事日数200日、営農計画（作目：果樹（バナナ・パッションフルーツ））であり、取得する面積等から見て効率的な利用が可能で、また農地取得後の農業経営面積は合計946㎡です。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 次に４番は、借受人が新規に農業参入を図る為に、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数４台、農作業従事日数290日、営農計画（作目：野菜）であり、取得する面積等から見て効率的な利用が可能で、また農地取得後の農業経営面積は合計669㎡です。また、今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。以上になります。 次に８ページをお開きください。 （議案第86号を議案書をもとに朗読）

	次に議案第86号について補足説明をいたします。 １番は、申請人が申請地を貸駐車場に使用するため転用するものであります。 申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内にある農地です。また、上下水道が整備された沿道の区域にあり、半径おおむね500m以内に公共施設が２施設あります。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のエの（ア）のａの（ａ）、第３種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。以上になります。 次に10ページをお開きください。 （議案第87号を議案書をもとに朗読） 次に議案第87号について補足説明をいたします。 １番は、譲受人が申請地を貸資材置場及び車両置場に使用する為に、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。 申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地で市街地が著しい区域内にある農地です。また、街区の面積に占める宅地面積の割合が40％を超えています。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のエの（ア）のｂの（ｂ）、第３種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。 次に２番は、譲受人が申請地に一般住宅を建築するため権利を取得し、転用するものであります。 申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地で市街地が著しい区域内にある農地です。また、街区の面積に占める宅地面積の割合が40％を超えています。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のエの（ア）のｂの（ｂ）、第３種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。以上になります。 次に13ページをお開きください。 （議案第88号を議案書をもとに朗読） 次に議案第88号について補足説明をいたします。 議案第88号については、利用権の設定をする者（貸付人）から沖縄県農業振興公社へ利用権を設定し、さらに沖縄県農業振興公社から、利用権の設定を受ける者（借受人）へ利用権を同時に再設定（転貸）するものです。 利用権の設定を受ける者（借受人）の農作業日数は310日、作目野菜、賃貸期間は６年であります。 本計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第２項各号の要件を満たしているものと思われます。以上になります。 次に19ページをお開きください。 （議案第89号を議案書をもとに朗読）

	次に議案第89号について補足説明をいたします。 １番の非農地証明でありますが、申請地は、20年以上耕作放棄され、今後も農地として利用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年３月15日農政第2121号改正）第２条第２項ウに該当すると思われ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。以上になります。
議長（会長）	提案理由の説明が終わりました。休憩を取って現場視察に向かいたいと思います。 休憩をいたします。 （　現　地　調　査　）
事務局	２番、退席します。
議長（会長）	再開いたします。 議案第85号　農地法第３条の規定による許可申請についてでありますが、質疑に入ります。ご質問、疑問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。４番どうぞ。
４番	議案第85号　農地法第３条の規定による許可申請についてでありますが、事務局より説明を受けて、現場も見てまいりました。１番については新規、２番目については規模拡大、３番についても新規、４番についても新規ということで、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまの意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第85号については許可といたします。
事務局	２番戻ります。
議長（会長）	続きまして、議案第86号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、審議に入ります。ご質問等ありましたらお願いいたします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。６番どうぞ。

６番	先ほどの農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてでありますが、事務局から説明もありました。現場調査もいたしました。この１番については、本員は許可相当にしたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第86号については許可相当と進達いたします。 続きまして、議案第87号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてでありますが、審議に入ります。ご質問、疑問点がありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。３番どうぞ。
３番	議案第87号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、事務局から説明をいただき、休憩を挟み現場を確認させてもらいました。１番、２番共に転用目的も問題ないかと思うので、本員は許可相当と思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第87号については許可相当といたします。 議案第88号　農用地利用集積等促進計画（案）一括提案に関する意見についてでありますが、質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どうぞ、２番。
２番	議案第88号　農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についてでありますが、事務局より提案理由の説明を受けまして、現場確認もいたしました。農業振興公社のほうの利用権の設定を受けているものでもありますし、再契約ということもありますので、特に問題もありませんし、本員は許可相当としたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり

議長（会長）	異議なしでありますので、議案第88号については許可相当といたします。 続きまして議案第89号　非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。５番どうぞ。
５番	議案第89号　非農地証明交付申請の承認についてですが、事務局から説明も受け、休憩を取り現場に出向いて確認したところ問題がなさそうなので、本員は承認したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第89号については非農地証明、承認といたします。 引き続き報告第18号については、また事務局よりお願いをいたします。
事務局	それでは報告第18号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について。 （報告第18号を議案書をもとに朗読） 報告第18号について説明いたします。 市街化調整区域の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第４条第１項及び第５条第１項に規定される許可は不要とされているもので、今回は５条の届出が２件ありました。内容は記載のとおりで、添付資料も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上、ご報告させていただきます。
議長（会長）	審議事項と報告については以上となります。 第26回農業委員会総会を閉会いたします。 閉会１７時００分 中城村農業委員会規則30条第２項の規定によりここに署名する。 中城村農業委員会会長　　比　嘉　盛　安

	議事録署名人 ３番委員　　川　田　哲　也 議事録署名人 ４番委員　　比　嘉　康　雄